

北上スポーツボランティアセンター設置要綱

(設置)

第1条 北上市内で行われる大規模なスポーツ大会やスポーツイベントにおいて、運営の補助や大会を盛り上げるためのスポーツボランティア活動の推進を図るため、一般社団法人北上観光コンベンション協会に北上スポーツボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）を置く。

(庶務)

第2条 ボランティアセンターの庶務は、一般社団法人北上観光コンベンション協会内のボランティアセンター事務局（以下「事務局」という。）において処理する。

(会員)

第3条 ボランティアセンターへの会員登録を行う者は、次の各号の条件を満たす者とする。

- (1) スポーツボランティア活動を積極的に行う意欲のある者
- (2) 高校生以上の個人
- (3) 5名以上で組織された団体。団体登録の場合は、中学生以下であっても保護者または在籍する学校の教諭が同伴で活動することを条件に、事務局が認めた団体とする。
- (4) 過去に事務局からボランティアセンター会員（以下「会員」という。）資格を取り消され、又は退会処分を受けたことのない者。

(会員登録手続き)

第4条 ボランティアセンターに入会しようとする者は、様式第1号「北上スポーツボランティアセンター会員登録届」により事務局に申し込むものとし、事務局は受理した時点で登録完了とする。

(登録料及び会費)

第5条 会員登録に係る費用は事務局が負担し、会費等は徴収しない。

(会員登録の変更)

第6条 会員登録後に登録内容の変更が生じた場合は、様式第2号「北上スポーツボランティアセンター登録変更届」を事務局まで速やかに届け出なければならない。

(退会)

第7条 会員は、様式第3号「北上スポーツボランティアセンター退会届」を事務局に提出し、任意に退会することができる。

(退会処分)

第8条 会員が次の各号に該当する場合、事務局は会員資格を取り消し、退会処分をすることができる。

- (1) 北上スポーツボランティアセンター会員登録届に虚偽の記載内容があった場合。
- (2) ボランティア活動中にふさわしくない言動や行動があった場合
- (3) その他、事務局が不適切と判断する行為を行った場合

(会員登録の抹消)

第9条 会員が次の各号に該当する場合、事務局は登録を抹消することができる。

- (1) 様式第3号「北上スポーツボランティアセンター退会届」が提出されたとき
- (2) 本人が死亡、又は所属するグループまたは団体が消滅したとき
- (3) 退会処分されたとき
- (4) 3年以上連絡が取れないとき
(報酬及び交通費)

第10条 報酬及び交通費については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 活動及び研修等への参加に係る報酬は無償とする。但し、主催者側より賃金等が支給される活動の場合は別に周知する。
- (2) 活動に関する交通費は自己負担とする。但し、主催者側より交通費が支給される活動の場合は別に周知する。

(自己責任)

第11条 会員は、自己の責任において行動するものとし、盗難、障害等の事故が起きた場合、事務局に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第12条 活動にあたっては主催者側で傷害保険に加入するものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 事務局は、会員から得た個人情報について、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等に基づき取り扱うものとする。

(協力の要請)

第14条 ボランティアセンターの運営並びに事業遂行にあたり必要があるときは、関係機関・団体等に協力を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、ボランティアセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成30年4月12日から施行する。

この要綱は、令和2年4月13日から施行する。